

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第363号)

平成17年2月18日

横情審答申第363号

平成17年2月18日

横浜市交通事業管理者

魚谷憲治様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成16年4月28日交電運第16号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「地下鉄関内駅改札口録画テープ（平成15年9月2日分）（監視カメラ映像（平成15年9月2日分）地下鉄関内駅）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「地下鉄関内駅改札口録画テープ（平成15年9月2日分）（監視カメラ映像（平成15年9月2日分）地下鉄関内駅）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「地下鉄関内駅改札口録画テープ（平成15年9月2日分）（監視カメラ映像（平成15年9月2日分）地下鉄関内駅）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成16年4月6日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書には、関内駅改札口付近を通過した多数の人物が記録されており、このうち顔の部分の映像は、写された人物個人に関する情報であって、当該個人の知人であれば特定の個人を識別することができる情報である。また、一般には、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

以上のことから本号本文に該当するため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 異議申立てに係る処分は以下の点で違法不当である。
- (3) 実施機関は、個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別されてしまうため開示できないとしているが、監視カメラ映像は個人情報に該当しない。監視カメラの画像からは、被写体と一定の面識がある等一部の例外を除

いて特定の個人を識別することはできない。したがって、条例第7条第2項第2号には該当せず、開示すべきである。

(4) 写真撮影等においても、他人の肖像を録画することは一般的な受容限度内

例えば、電車に乗っていて車内で他人が自己の肖像をカメラによって撮影していた場合を今までに4回ほど見たことがあるが、抗議する人は見たことがない。ほとんどの人は撮影されていることを何とも思わないのだから、公開することは、社会的に限度内として受容されるべきである。

(5) 過去に判例無し

監視カメラの画像を「個人情報」と認定し保護されるべき対象としたケースは知らない。

(6) 既成事実

例えば、相模原市の 商店街のホームページに行くと、路上に設置されている監視カメラの画像がインターネットで配信されている。もし、これが本当に個人情報と言えるのなら、商店街や自治体は個人情報保護条例の適正運用原則に大きく反していることになり提供中止請求の範囲内にもなり、違法となってしまう。

他にも同様の自治体は多いし、商店街も無条件で警察で貸し出すところが多くあるし、 の店で私服警察官に監視カメラのビデオテープを渡している瞬間を見たこともある。警察だけでなくインターネット提供なども公然として行われている状況下、横浜市だけテープを開示しないのは間違っている。

(7) 肖像権は認められない

現在は東京都杉並区の監視カメラ条例において認められているだけであり、衆議院に提出された行政機関の監視カメラの規制等に関する法律案も審議未了となっていて放置されている状態だ。国民的に肖像権を認めようとする動きがあるとは考えられない。

(8) もし肖像権が認められるのなら、横浜市が地下鉄関内駅改札口で記録していたことはプライバシー侵害となってしまう。プライバシー侵害は存在するが、防犯効果があるからそれで良しとする考え方もある。確かに、監視カメラを防犯カメラと呼ぶ人もいて、防犯効果がありそうな気がする。防犯効果があることになれば、条例第7条第2項第4号が適用される可能性がでてくる。しかし、防犯カメラには本当に防犯効果があるのか。

歌舞伎町ではあまり効果がなかったというニュース記事を見たことがある。実際に、練馬区に対して行った「練馬区役所 ITV 装置保守点検報告書」の部分公開決定処分にかかる異議申立てに対する決定書の理由において、「近年、長崎児童誘拐殺人事件に見られるように、防犯カメラに対する生活安全上の関心はきわめて高くなってきており、その必要性が強く認識されてきているところである。その一方、防犯カメラの有効性は事前の犯罪抑止という観点よりも事後の事実確認という観点での機能が重視されてきている。」とされている。監視カメラについては、事後の事実確認面ばかり大きくなってきているのなら、防犯カメラという呼称自体かえたほうがいいのかもかもしれない。

それはともかくとして、防犯効果がないのに撮影していたとしたらそれこそ市は肖像権を侵害したことになるし、公共の安全の確保および秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報ということとはできない。

- (9) 本条例はプライバシー情報型をとらず、個人識別型をとっている。実施機関から、開示すればプライバシー侵害になるという主張が出される可能性があるが、本条例はプライバシー情報型では制度の運用が困難になるとして、個人識別型をとっている。先述したように監視カメラ映像は個人識別型では、個人を識別できる情報とは認められない。

5 審査会の判断

(1) 地下鉄関内駅改札口の監視カメラについて

地下鉄関内駅の監視カメラは、平成7年3月20日に営団地下鉄で発生した地下鉄サリン事件を受け、運輸事務次官から社団法人公共交通事業協会長宛に出された、サリン問題対策の推進について（平成7年4月19日付運技第82号）の中で、鉄道事業者等に対し同様事件の再発防止対策の一環として防犯カメラの設置等について指導するよう要請があり、これを受け実施機関が設置したものである。

この監視カメラは、地下鉄関内駅の改札口に設置されており、当該改札口付近の状況を24時間監視するとともに録画しており、ビデオテープは定期的に廃棄している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、地下鉄サリン事件後、サリン使用犯罪の再発防止及びサリン使用犯罪が発生した場合の迅速・的確な措置を講ずる目的で設置された録画機能付監視カメラの録画媒体としてのビデオテープである。

なお、本件申立文書は、申立人が本件請求時、新しいビデオテープに交換されたため使用しなくなった未廃棄のビデオテープのうちの1本を特定し請求したものである。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書には関内駅改札口付近を通過した多数の人物個人に関する情報が記録されており、当該個人の知人であれば特定の個人を識別することができ、また、一般には、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、本号に該当するとしている。

これに対し申立人は、被写体と一定の面識がある等一部の例外を除いて特定の個人を識別することはできないこと及び写真撮影等においても他人の肖像を録画することは一般的な受容限度内であること等から、本号に該当せず開示すべきであること等を主張しているので、以下検討する。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、関内駅改札口付近を通過した人物個人の顔が認識できる情報等が記録されており、当該個人の知人であれば特定の個人を識別することは明らかである。また、一般には特定の個人を識別できないとしても顔の部分等が記録されている情報を公にすることは、個人の権利利益を害するおそれがあり本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年4月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年5月21日 (第35回第一部会) 平成16年5月28日 (第36回第二部会)	・諮問の報告
平成16年7月2日 (第286回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年1月14日 (第54回第二部会)	・審議
平成17年1月21日 (第55回第二部会)	・審議